

支部長あいさつ

支部長 外間永邦

ますます多忙化する学校現場にあって、生徒たちの成長を願い、日々の教育実践に努力されている教職員みなさんに敬意を表します。

教職員評価システムが実施されて3年目になります。教職員の資質向上につながるどころか、指摘されていた問題点がますます顕在化してきました。このシステムは生徒のことや授業のことを考える時間がますます割かれていくだけでなく、教師を個々バラバラにして協离心や連帯感を失わせる構造的欠陥を持っています。運用を簡素化し、弊害をなくしていく取り組みを強めていかなければなりません。評価制度だけでなく、思慮を欠いた財界主導の教育改革は膨大な雑務を学校に持ち込みました。多忙化する中で、我々教師は立ち止まって学校や教育を見つめ直し、有限の時間をどう使うかを考える必要があると思います。たいてい意味のないものは捨てていく勇気を持ちましょう。

「競争原理と市場原理を持ち込めば全てはうまくいく」とした新自由主義思想は世界経済を金融恐慌前夜の状況にまで持ってきてしまいました。人々の健全な生活を守ってきた最低限のルールをも破壊した規制緩和は多くの問題を残しました。株価の違法操作、日雇い派遣、汚染米流通、後期高齢者医療、地方の医師不足と公立病院の倒産等々、構造改革の弊害はあらゆる分野にわたっています。教育の分野でも新自由主義的改革が着々と進められています。2006年12月に教育基本法、2007年5月に教育関連3法が強行採決され、それから派生する政策が実行されはじめています。その一つとして「全国学力テスト」があります。麻生内閣の塩谷文科相は小6と中3を拡大し全学年でやりたいと言っています。財界のねらいは学力をとにかく数値として商品化し市場をつくりたい一心でありましょう。その結果はすざましい教育荒廃を招いてしまいます。私たち教師は、子どもたちの人生にとって学力とは何なのかをしっかりと考えておく必要があります。OECDはキー・コンピテンシーとして①リテラシー②人間関係形成能力③自己決定能力の3つをあげています。PISA（国際学習到達度調査）も学力のほんの一部の指標なのです。子どもたちは学校でさまざまなことを学び、体験し世の中に巣立っていきます。その一部の指標のみで学校の全てを評価してしまうと多くの良さを失ってしまいます。保護者や国民とともに力を合わせ教育の困難や問題点を解決する努力をしていきましょう。

教研の基本目標は「憲法と47教育基本法に基づき、平和を守り真実を貫く国民教育の確立」です。憲法26条【教育を受ける権利】、47教育基本法1条（教育の目的）、さらにはユネスコの学習権宣言に定められた人権としての学習権をしっかりと捉え、情勢に一喜一憂することなく、全人類の共生や全地球規模の諸課題を見つめる視点を忘れず、未来に生きる若者たちの成長を中心に据えた教育実践を創り上げていきましょう。

この一年間の教育実践の実り多い交流ができますよう期待します。

執行委員長あいさつ

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合 執行委員長 松田 寛

9月1日、福田首相は突然辞任を表明し、安倍政権に続く政権投げ出しは自公そのものに政権担当能力がないことを自ら認めたものであり、無責任そのものです。今回の辞任は、参院における与野党逆転と「構造改革」のゆきづまりがその原因であり、政策の抜本的転換なしには局面を打開できないことを示すものです。とりわけ、年金問題、後期高齢者医療制度、汚染米問題等々、「数の横暴」による政権運営の矛盾が一気に吹き出したものです。10月末から11月初旬とされる衆院の解散総選挙では、何としても革新勢力の当選・拡大をはかり「格差社会」に終止符を打たなければなりません。

私たち教育現場をとりまく状況は依然として課題が山積しています。

小泉・安倍・福田政権の7年間に及ぶ構造改革路線は「所得格差、地域格差」などによって教育の機会均等は奪われ、子どもたちは競争の中に追い立てられ、教員は疲弊し、「評価」され、多忙化の進行とともに病気休職者(精神疾患)の数も増大しています。労働安全衛生委員会の実働化をはじめ組織的な対応が急務となっています。

政府は7月1日、「06教育基本法」を受けて、教育振興基本計画を閣議決定しました。教育振興基本計画は、「重点的に取り組むべき事項」の筆頭に、「新学習指導要領の実施」をあげ、「競争と管理」をすすめる改訂学習指導要領の教育を推し進めることを明らかにしています。さらに、「道徳教育や伝統・文化に関する教育、体験活動等の推進」と述べ、「愛国心」と一体的にすすめるものとなっています。しかし、文部科学省が盛りこむとしていた教育予算のOECD平均なみの対GDP比5%に引き上げるという文言は消され「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つ」と述べるにとどまっています。また、教職員定数増についても、答申では「必要な教職員定数を措置」としていたものを、「教職員定数の適正化」に修正され教職員の数を増やすどころか、削減さえ容認する表現となっています。このような教育振興基本計画は、教育現場にとって容認できるものではありません。

一方、11万6,000人余が結集した「9,29 県民大会」も今月29日で1周年を迎えることとなりました。しかし、県民大会の決議である検定意見の撤回(記述の回復)・沖縄条項の明記等について未だ実現されないままです。改めて「大会決議」が実現されるまで県民や全国の仲間たちと連携してとりくみを強化しなければなりません。

高教組は引き続き憲法と「子どもの権利条約」を基底に据え、沖縄の歴史と主体性を生かした民主教育の創造と「楽しい学校」・「楽しい職場」づくりをめざさなければなりません。このような中で行われる教育研究集会はこれまで現場で培った様々な研究成果が発表され、個々の教育実践の交流、相互研究を共有する場でもあり同時に成果と課題について各職場で改めて実践に還元する責務もまた担っています。伝統と実績のある組織教研がますます発展するよう努力していくことをお互いに誓い合いながら有意義なものにしていきたいと思ひます。

第41次教研基調報告

一、はじめに（教研集会の意義）

私たちの教研集会も今次で41回目になります。この間、私たちは教研活動を通して教育の抱える今日的な課題に取り組み、お互いの力量を高めてきました。

教研の基本目標は、「憲法と47教育基本法に基づいて、平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立」です。この目標は、戦前の教師が軍国主義教育の担い手であったという痛苦の反省に立ち、平和と民主主義、そして教育の自主性こそ、教育の基礎にすえなければならないという自覚と決意のもとに設定されたものです。

企業流の人材の確保をはかる財界の意向に偏った政府の教育政策は、豊かな人格の形成という教育本来の目的とはおおよそかけ離れたものであり、私たちは、今改めて「教育は誰のために、何のためにおこなわれるものなのか」と問い直す必要があります。国民が人間らしく生きるのに必要な教育とは何か、子どもたちの可能性を伸ばす教育とは何か。教研集会は、そのような視点からお互いの実践を持ちより、その成果を生かしていく場でなければなりません。

二、教育をめぐる現状

1985年、財界は、「企業が求めているのは画一化された労働力ではなく、多様な人材である」とし、人間を「天才」「能才」「凡人」「非才」にわけて能力別の「棲み分け」型の競争の導入を提唱しました。その後、文部科学省は多様化路線を推進し、学校現場では特色ある学校づくり・学区拡大がおこなわれ、学校間の序列化が鮮明な形にされてきました。

1995年には、大きな動きがありました。財界の人材確保戦略の変化です。「新時代の日本的経営」（日経連）は雇用を三つの形態にすることを提起しています。正規雇用労働者を「長期貯蓄能力活用型」「高度専門能力活用型」「雇用柔軟型」にわけてあつかう複線型の人事制度と、労働市場の流動化を提案し、「雇用・労働の多様化」という考え方を打ち出し現在の教育政策に大きく反映されています。1997年6月の中央教育審議会第二次答申『二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について』は、中高一貫教育、「教育上の例外措置」として進んだ子どもや特別な才能をもった子どもには、飛び級や飛び入学を認めることを提唱しています。これは一部の「長期貯蓄能力活用型」「高度専門能力活用型」の人々に照準をあわせた能力主義であります。また正規雇用の大幅な減少が、労働条件の悪い臨時雇用・フリーターを大量に生み出しました。さらに、生活することすらできない賃金で日雇い派遣労働を強いられた多くの若者さえ出てきています。今、世界の中でもっとも日本の子どもたちは、働くことに夢を持たない状況に追い込まれています。文部科学省は、こうした多様化政策を全国的に推し進めてきました。この結果、学校現場では基礎学力の保障・回復にじっくり向き合うのではなく、煩雑化した選択制やコース制の運営に忙殺されているのが現状です。

2003年からはじまった義務教育の水準を3割引き下げた「ゆとり教育」は、教育を受ける者の格差をますます広げることになり、社会が国家官僚や大企業社員などの「勝ち組」と、低賃金と劣悪な労働条件の下で働く「負け組」の二極分解につながるおそれがありま

す。これは、すべての子どもたちに必要な知識や能力を身につけさせることを責務とする義務教育の方針に逆行する流れといえます。

2006年12月15日、臨時国会で教育基本法の改正が強行採決されました。「教育の憲法」とも呼ばれる「改正」前の47教育基本法は、天皇制国家主義教育を支えた教育勅語を否定し、個人の尊厳と平和主義を基本理念としています。しかし「改正」後の教育基本法は、「伝統文化」や「愛国心」といった国家主義を教育現場に強制し、「教育の機会均等」を解体することで、子ども一人ひとりが平等に学ぶ権利を奪い、新自由主義によって生み出される「格差社会」を固定化しようとするものです。教育基本法「改正」とは改悪に他ならず、これによって教育現場は根底から変えられてしまう危険性があります。2007年6月20日、改悪教育基本法の具体化として「教育三法案」が強行採決されました。骨子は下記の通りで、教育の国家統制法案です。

（学校教育法改正案）義務教育の目標として「我が国と郷土を愛する態度」「規範意識や公共の精神などに基づき社会に参画する態度」などを明記。組織運営強化のために小、中学校などに「副校長」「主幹教師」「指導教諭」を置くことができる。教育水準向上のために学校は、教育活動などについて学校評価を行い改善を図る。（地方教育行政法改正案）教育委員会に対する文部科学省の是正指示権や要求を新たに規定。知事は私立学校に関する事務について教委に助言、援助を求めることができる規定。（教員免許法改正案）終身制の現在の教員免許を2009年4月1日から有効期間10年の更新制にする。更新前に30時間以上の講習が必要。講習を終了しないと免許が失効する。

しかし、状況は絶望的かというところではありません。教育基本法が改悪されたといっても、「教育を受ける権利」や「思想及び良心の自由」が明記された日本国憲法と「子どもの意見表明権」が明記された子どもの権利条約があります。改悪教育基本法によってそれらに違反する行為がなされた場合には、日本国憲法と子どもの権利条約に基く批判を行っていくことが可能です。教育基本法改悪への反対を通して教育現場や全国各地で積み上げられてきた運動の力を基礎として、改悪教育基本法を実体化させない闘いをつくっていくことが重要です。そしてなによりも子どもたちの健全な成長・発達につながる教育を実現するためには、憲法の理想の実現に不可欠として制定された47教育基本法に戻す必要があります。

日本の教育の現状をOECDの調査で世界と比較してみると、世界第2位の経済大国といわれながら、教育への公的支出の対国内総生産（GDP）比は3.4%で、データのある28カ国中最下位となっています。1学級あたりの生徒数は、OECD平均21.9人（小学校）、24.4人（中学校）に対し、日本は28.4人（小学校）、33.5人（中学校）とかなり多い状況となっています。改善が必要であることは明白です。

沖縄県では、2006年度から全教職員を対象に教職員評価システムが完全実施されています。しかし、このシステムは教育課題の解決という契機で登場したのではなく、公務活動への民間の競争原理の導入を打ち出した橋本内閣の行政改革の一環として登場した点に大きな問題があります。中でも相対評価を中心とした競争的評価は、個々の教職員を比較して根拠のない優劣をつけることにつながり、教職員にとって必要な特性である職場での協働性・同僚性が損なわれる危険性があります。協働性の基盤である人間関係を切断する評価システムではなく、子どものために力を合わせる教職員であり続ける評価システムとなるよう、運用段階で変質させる取り組みが必要です。また、2007年9月29日に成功させた『「教科書検定意見撤回を求める」県民大会』の取り組みから1年が経ちますが、

依然として検定意見は撤回されていません。継続的な取り組みが必要です。それから、全国達成度テストの問題も、結果を公表する自治体がでてくるなど、弊害が出始めています。これらの諸問題を解決し、よりよい方向に向かうために、教育の原点に戻って、教育のあるべき姿を模索していく必要があります。

三、憲法と教育基本法に立脚し、生徒と父母の要求に根ざした教育を！

学校現場は複雑な教育課程の運営上の雑務や多発する問題行動に振り回され、じっくり話し合うゆとりが失われてきました。総合的な学習の時間の設置、些末な調査もの、教職員評価システムの導入等による負担の増加は、教材研究や生徒と向き合う時間を圧迫しています。教育環境の整備を伴わない発展学習のすすめなどは教育制度の面ですますます困難な状況を作り出しています。さらには理解できずにやり残してきた学習内容に押しつぶされそうな生徒たちを指導する時間の確保もますます難しくなっています。

しかし、われわれ教師が生徒たちの「わかりたい」「みんなと一緒に頑張ってみたい」という願いを真摯に受けとめ、活動できる場を保障するならば、生徒たちはいかなる困難な状況にあっても目をみはるような力を発揮するものです。このことは教研によせられた数多くの実践が示しています。私たちが今なすべきことは、生徒たちのすぐれた力を自覚させ、彼らに自信を与えることではないでしょうか。以上の点をふまえ、私たちは次の2点から、日頃の教育実践をみすえる必要があります。

① 基礎を重視した楽しくわかりやすい授業の実践

私たちは「どんな教材を、なぜとりあげるのか」を絶えず重視し、自然や社会についての基本的事実や法則、真理・真実や技術を発達段階に即してすべての子どもが身につけるよう、すぐれた教材を精選しなければなりません。そのためには、教育活動の原点である授業をいま一度見直し、親切でていねいな「楽しくわかりやすい授業」を創り出すことに全力をあげる必要があります。

② 生徒の人権に基づく、主権者にふさわしい教育を生徒・保護者・地域住民とともに！

民主主義社会の形成者として互いの人権を尊重し、自由とそれに伴う責任の重さを学ぶ機会がどれだけ学校にあるのか？人間としての成長と友情を育む場にはたして学校がなっているのか？こうした問いかけを常に投げかけ、将来の主権者である生徒たちにふさわしい教育は何かを父母や地域住民とともに議論を深めなければなりません。

四、子どもの権利条約を生かす取り組みを

子どもの権利条約をどう実効あるものにするのか、単に学校生活のうえでの規則や諸権利にとどまらず、子どもたちが学ぶ喜び、成長する喜び、精一杯遊ぶ権利、そして自分の意見を自由に表明する権利がどうなっているのかの観点から子どもたちの現状を見ていく必要があります。1998年6月、国連の子どもの権利委員会は日本政府に対し22項目の勧告書を発表しました。そのうち主なものは次の通りです。各学校ではどうなっているのか検討する必要があります。

「権利の十全な主体としての子どもの地位を強化するために、本条約をすべての教育機関

の教育課程に組み入れるべきことを勧告する」

「差別禁止。子どもの最善の利益および子どもの参加が、政策論議および政策決定の指導原理とされるべきこと」

「貴締約国における教育制度が極度に競争的であること、その結果、教育制度が子どもの身体的および精神的健康に否定的影響を及ぼしていることに照らし、本条約第3条・第6条・第12条・第29条および第31条に基づいて、過度なストレスおよび不登校を防止し、それと闘うための適切な措置をとるべきことを勧告する」

ここで第3条（子どもの最善の利益）・第6条（成長・発達権）・第12条（意見表明権）・第29条（教育の目的）・第31条（余暇・文化活動の権利）が子どもの権利侵害を除くよりどころとして明記されました。

五、今次教研の課題

生徒たちの発達を保障する学校づくりを目指し、以下のことを提起します。

1. 憲法とその実現に不可欠の47教育基本法、子どもの権利条約に基づく教育実践を生徒・保護者・住民と一体となすすすめよう。
2. 生徒の要求である「楽しくわかりやすい授業」を創り出し、中途退学・問題行動のない「魅力ある学校」づくりをすすめよう。
3. 貴重な平和教育の実践を継承し、さらに発展させよう。
4. 障害児の就学前教育や就職など、障害児の抱える問題点を明らかにし、障害児教育の充実をすすめよう。

六、おわりに

2007年7月参議院選挙において「美しい国づくり」を掲げた政権与党は大敗し、9月施政方針演説を終えた安倍晋三氏は代表質問が始まる直前に政権を投げ出してしまいました。その後首相は2度も変わり教育再生会議は後退しましたが、安倍内閣が残した負の遺産と新自由主義改革は、いまだに残っており、①教育基本法による愛国心の強制②全国学力テストを使った、教育現場のさらなる競争③免許更新制を導入しての教職員の国家統制、などが実行に移されつつあります。それらに関連する多くの問題に、どう対処するのか検討が急がれます。

教育を取り巻く環境は段々と厳しくなっています。しかし、豊かな教育をするには、教師自身・生徒一人一人がもっともっと豊かになることが必要です。そして、どんな状況下にあっても、生徒・教師が互いに信頼しあえる学校をつくっていかねばなりません。そのためにも一人ではなく、多くの仲間と語り合える教研を盛り上げ役立てましょう。